

# 参考資料

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 . . . . . 1 ページ
- 2 茨城県DV対策実施計画 . . . . . 9 ページ

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以

- 下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
    - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
  - 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
  - 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
  - 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
  - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
  - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた

者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつて

は、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

### (検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

### (婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

### (婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

### (政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

### (罰則に関する経過措置)



第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

# 茨城県 D V 対策実施計画

令和 4 年 3 月

(令和6年3月一部改定)

茨 城 県

## 第1章 DVの防止及び被害者の保護に関する基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「法」という。）を制定し、以後、平成16年、平成19年、平成26年の法改正を経て、令和元年には、児童虐待防止対策及びDV被害者の保護対策の強化を図るため、被害者保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われました。

本県においては、平成16年の法改正により都道府県基本計画の策定が義務化されたことを受け、総合的かつ計画的なDV対策を推進するため、平成18年度に「茨城県DV対策基本計画」を策定し、以後、法の改正や計画期間の終了に伴い、3回にわたる改定を行ってきました。

今回、平成29年度に策定した「第4次茨城県DV対策基本計画」の計画期間が本年度で終了することから、令和4年度以降のDV対策の基本的な方針となる「第5次茨城県DV対策基本計画」について「茨城県総合計画」と一体的に策定するとともに、具体的な施策の実施内容等について、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）や、本県のこれまでの取組状況も踏まえ、「茨城県DV対策実施計画」として策定することとします。

### 2 計画の位置づけ

#### (1) 茨城県DV対策基本計画

- 法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画であり、本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針を示す計画です。
- 「茨城県総合計画」のDV対策に関する部分をもって、「第5次茨城県DV対策基本計画」（以下「基本計画」という。）として位置づけます。

#### II. 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策9 安心して暮らせる社会

施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり

主な取組 ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

#### (2) 茨城県DV対策実施計画

- 法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画の一部であり、本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策の実施内容に関する事項等を示す計画です。

- 被害者の発見から支援方法の構築等に関し、県域における関係機関の連携を図ることを目的として設置する「茨城県ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議中央会議」（以下「DV対策ネットワーク会議」という。）において、令和3年度に協議した結果を「茨城県DV対策実施計画」（以下「実施計画」という。）として位置づけます。

### 3 計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

### 4 計画の推進体制と進行管理

基本計画及び実施計画を実行性のあるものとするため、DV対策ネットワーク会議を中心に関係機関で連携し、推進していきます。

また、実施計画に掲げる各取組の実施状況や数値目標の進捗状況等について、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、円滑な計画の推進に努めます。

#### ■DVとは

- 「DV」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

##### 【DVの種類】

身体的暴力・言動：なぐる、ける、首をしめる、物をなげつけるなど

精神的暴力・言動：大声でどなる、無視する、生活費を渡さない、つきあいを限するなど

性的な暴力・言動：性的行為や中絶を強要する、避妊に協力しないなど

- 「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）を含み、離婚（事実婚を解消）した後も引き続き暴力を受ける場合は、その元配偶者も含まれます。

また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力（交際関係解消後も引き続き暴力を受ける場合も含む）も、配偶者からの暴力に準じるものとして含まれます。

- DVの被害者及び加害者は、女性・男性のいずれかに限定されません。LGBT（性的少数者）など性のあり方は様々であり、多様で親密な人間関係の中にDVが存在しています。

※ LGBT・・・Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル) 及び Transgender(トランスジェンダー)という代表的な性的少数者の頭文字による造語

## 第2章 本県のDVの現状

### 1 DVの相談体制

平成13年4月に制定された法に基づき、平成14年4月に茨城県婦人相談所内に茨城県配偶者暴力相談支援センターを設置し、専門知識を持った女性相談員を配置し、相談等の業務を実施しています。

このほか、県民センター（福祉相談センターを含む県内5ヶ所。以下同じ。）に女性相談員を配置し、DV相談等の業務を行っています。

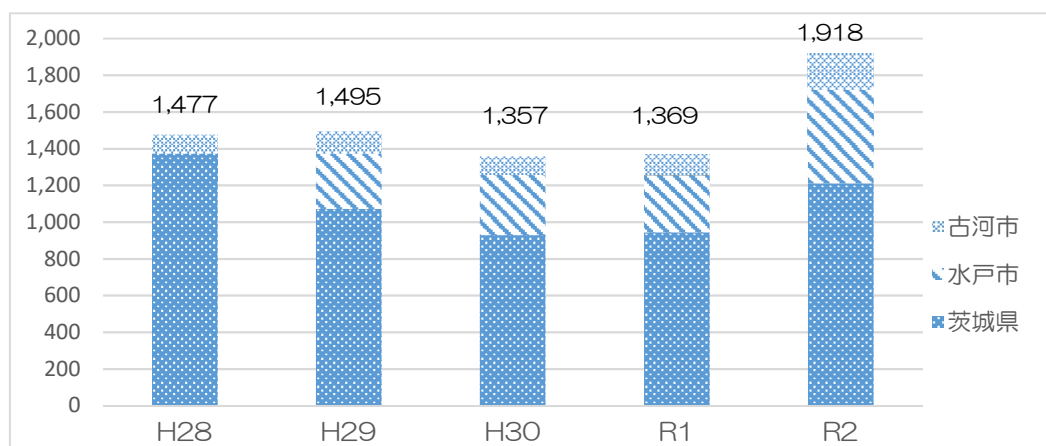
また、市町村においては、平成21年4月に古河市、平成29年4月に水戸市に配偶者暴力相談支援センターが設置されています。

### 2 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の状況

#### (1) 相談件数の推移

県及び水戸市、古河市が設置する配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談件数は、平成28年度以降は毎年度1,300件～1,400件台で推移していましたが、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年度は1,918件（対前年度比40.0%増）に増加しています。

【図1】茨城県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（内閣府男女共同参画局調べ）



【表1】件数内訳

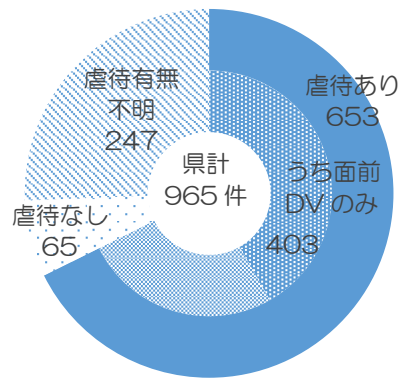
（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R1	R2
茨城県	1,372	1,072	929	945	1,211
水戸市	—	300	328	309	512
古河市	105	123	100	115	195
県計	1,477	1,495	1,357	1,369	1,918

#### (2) DV相談件数のうち児童虐待の件数(令和2年度)

令和2年度の未成年の子どもがいる者からのDV相談965件（実人員ベース）のうち、面前DVを含む児童虐待があると認められる件数は653件で、相談件数全体の約7割（67.7%）を占めています。

【図2】DV相談件数のうち児童虐待の件数（内閣府男女共同参画局調べ）

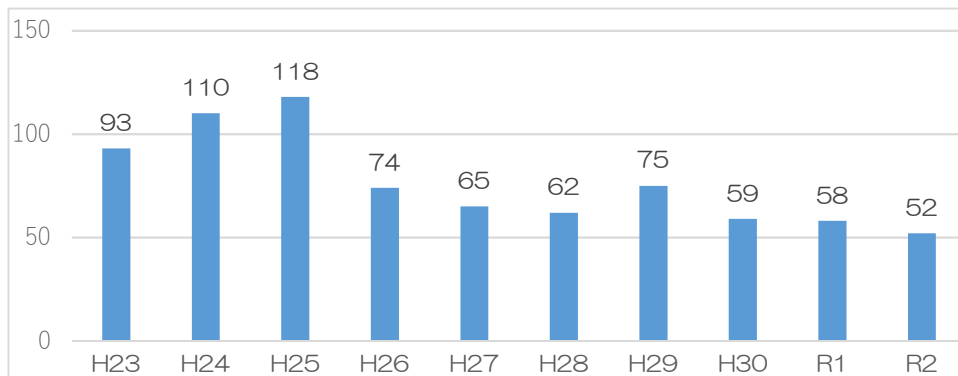


※表1のDV相談件数（1,918件）に係る実人員ベースの内訳

### 3 DV被害者の一時保護の状況

平成22年度の118件をピークに減少傾向にあり、令和2年度は52件（前年比10.3%減）となっています。

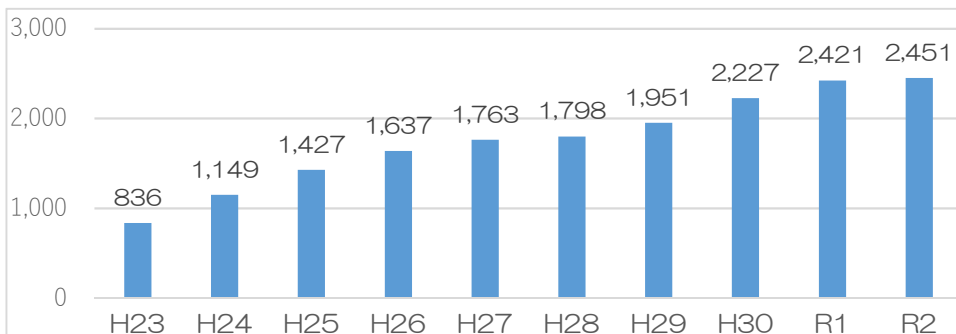
【図3】茨城県におけるDV被害者の一時保護件数（県青少年家庭課調べ）



### 4 県警察本部におけるDV事案の認知状況

県警察本部におけるDV事案の認知件数は、平成21年以降は増加傾向にあり、令和2年の認知件数は2,451件と過去最多（対前年比1.2%増）となっています。

【図4】DV事案の認知件数（県警察本部人身安全対策課調べ）

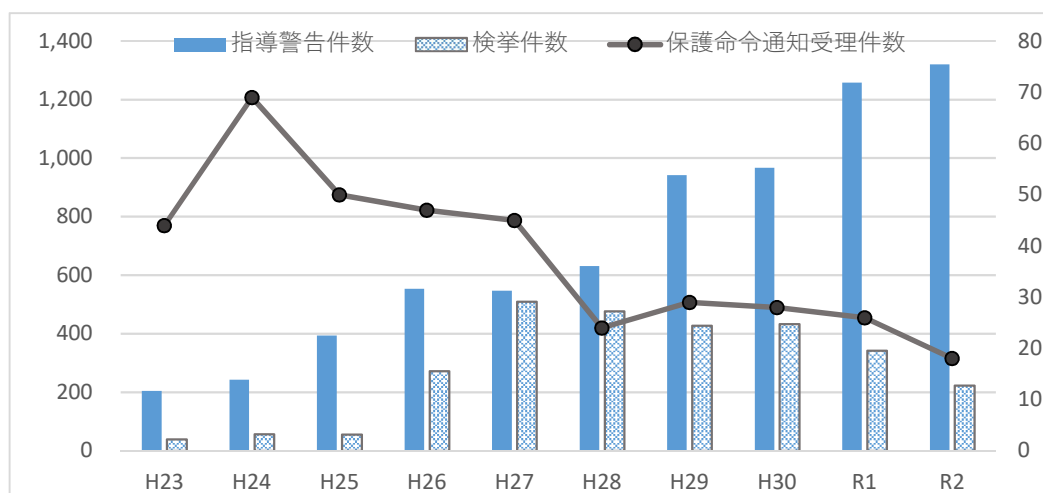


## 5 県警察本部におけるDV事案に係る指導警告・検挙等の状況

県警察本部における指導警告件数は年々増加している一方、検挙件数は平成27年の509件をピークに減少しており、令和2年の指導警告件数は1,320件（対前年比5.0%増）、検挙件数は222件（同35.0%減）となっています。

また、保護命令通知の受理件数は、平成24年の69件をピークに減少しており、令和2年の受理件数は18件（同31.1%減）となっています。

【図5】【表2】DV事案に係る指導警告・検挙件数及び保護命令通知の受理件数  
(県警察本部人身安全対策課調べ)



年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
指導警告件数	204	242	393	553	546	631	941	967	1,257	1,320
検挙件数	39	56	55	272	509	476	427	433	342	222
保護命令通知受理件数	44	69	50	47	45	24	29	28	26	18

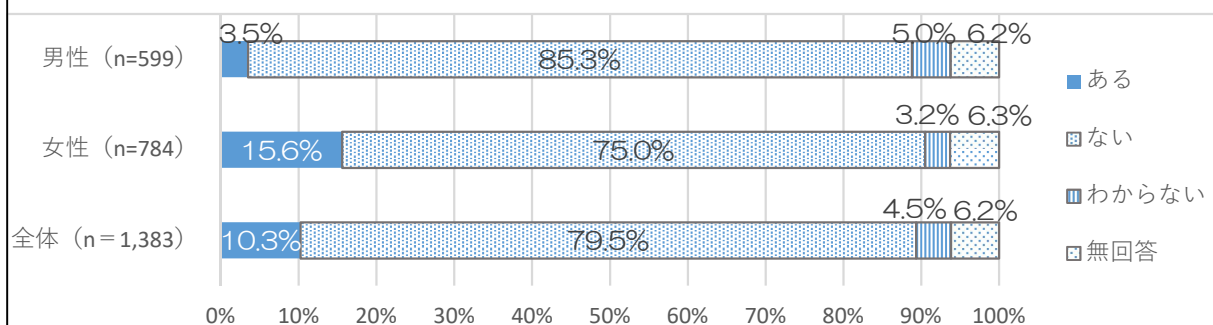
## 6 DVに関する県民の意識

### (1) DVを受けた経験

令和元年度に実施した県民意識調査の結果によると、女性の15.6%（前回調査H26年度比1.3%増）、男性の3.5%（同0.1%増）、全体で10.3%（同0.7%増）が「配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験がある」と回答しています。

【図6】配偶者（元配偶者も含む。）や恋人からの暴力を受けた経験

(出典：県女性活躍・県民協働課「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査」)



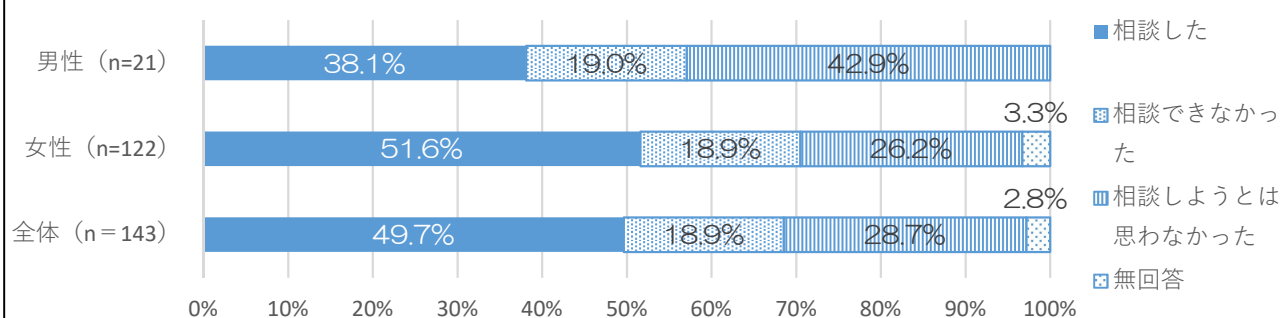
## (2) 受けた行為に関する相談の実施状況

「配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験がある」と回答した者のうち、女性の51.6%（前回調査H26年度比1.3%増）、男性の38.1%（同0.1%増）、全体で49.7%（同0.7%増）が「受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりした」と回答しています。

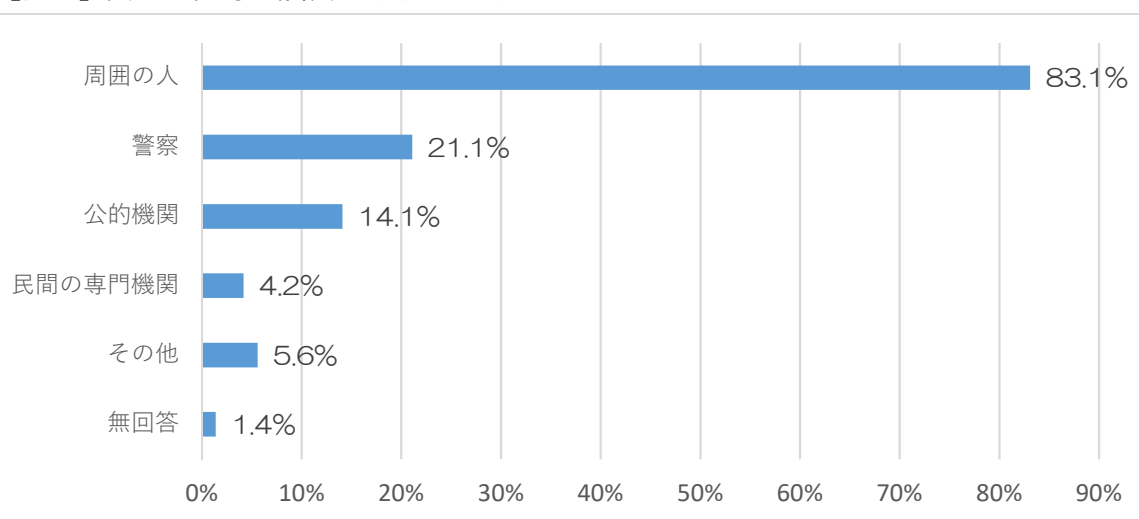
また、相手方受けた行為の相談先については、「周囲の人」が83.1%で最も高く、次いで「警察」が21.1%、「公的機関」が14.1%となっています。

【図7】 受けた行為に対する相談の実施状況

（出典：県女性活躍・県民協働課「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査」）



【図8】 受けた行為の相談先（出典：同上）



※周囲の人：家族や親戚、友人、知人など  
 公的機関：警察以外の役所の相談窓口や配偶者暴力相談支援センターなど  
 民間の専門機関：弁護士や医師、カウンセラーなど



### 第3章 DV施策の実施内容

#### 基本目標Ⅰ 被害者が相談しやすい体制の整備・充実

##### 【現状と課題】

- DVは、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため潜在化しやすく、また、被害者も、加害者からの報復や家庭の事情、自身が受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がない、どこに相談すればよいかわからない等の理由から、相談に至らないことが多くあります。
- 本県では、県の配偶者暴力相談支援センターである女性相談センターのほか、水戸市、古河市に配偶者暴力相談支援センターが設置され、相談対応をはじめとした被害者支援の中心的な役割を担っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、多様化・複雑化する相談に対し、被害者の立場に配慮しながら、適切な相談・支援ができるよう、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、職務関係者の資質向上を図ることが必要です。
- 被害者の相談から保護、自立支援までの各種支援を行う上で、最も身近な行政主体である市町村の果たす役割は極めて大きいことから、市町村における相談支援体制の強化が求められています。

##### 【施策の方向性】

- 被害が潜在化することなく相談につながるよう、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察及び関係機関等の相談窓口等について周知を図ります。
- 被害者の特性や状況に即した相談・援助を行うため、相談支援体制の整備・充実及び関係機関との連携強化を図ります。

##### 【主な取組】

#### 1 相談窓口等の広報・周知

- ① 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などDVに該当する行為や、「配偶者」には事実婚の相手や元配偶者、交際相手も含まれること等について周知を図り、被害者や周囲がこれらの行為をDVと認識し、相談につながるよう努めます。
- ② 県及び市の配偶者暴力相談支援センターの連絡先や自動音声により最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる「DV相談ナビ#8008（内閣府主催）」や警察の女性専用相談電話、民間支援団体等のDV相談窓口等の連絡先について、リーフレットや相談カードの配付、各種広報媒体を活用し、広く県民に周知します。

#### 2 相談支援体制の整備・充実及び連携強化

##### ア 県配偶者暴力相談支援センター

- ① 県内におけるDV対策の中核施設として、県民センターや市町村のDV相談

窓口、市の配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、専門的・広域的な対応ができるよう調整・支援機能の強化を図ります。

- ② 土日・平日夜間の相談窓口の開設時間の拡充のほか、メールやチャットによる相談の導入など、被害者が相談しやすい体制を整備します。
- ③ 日本語による相談が困難な外国人被害者への通訳を介した相談の実施や、外国人の支援などを行う関係機関や民間団体等の紹介等を行うほか、男性やLGBTの被害者からの相談について、時間帯を決めた専用窓口の運営を検討します。
- ④ 高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待にも当たると思われる場合には、市町村の担当窓口や児童相談所への通報・通告を行います。

#### イ 警察

- ① 女性警察職員による相談対応、被害者と加害者が遭遇しないような相談の実施など、被害者が相談しやすい環境を整備します。
- ② 被害に遭う可能性が高い相談者に対する110番通報者登録システムや位置情報発信装置の貸与等を促進します。

#### ウ 人権啓発推進センター、ダイバーシティ推進センター

- ① DV事案に関する相談があった場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、支援窓口の紹介等を行います。

#### エ 市町村における相談支援体制の強化

- ① 市町村の配偶者暴力相談支援センターの立ち上げやその後の運営について情報提供や助言を行い、その設置を促進するとともに、DV相談窓口における女性相談員の配置を働きかけます。

### 3 職務関係者の育成及び資質向上

- ① DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上で、二次被害の防止や被害者の人権、被害者等に係る情報の保護に配慮するとともに、男性やLGBTなど多様な被害者からの相談に対応できるよう、県、市町村、関係機関・団体等の職務関係者を対象とした研修を実施します。
- ② 相談内容や一時保護期間中の心理担当職員のカウンセリング等を通し、被害者の実態把握に努め、その後の対策や職務関係者の対応の仕方を研究するとともに、被害者に対する有効な回復プログラム等について調査研究を行います。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R8)
DVについて相談できる窓口があることを知っている県民の割合	—	80.0%

## 基本目標Ⅱ 被害者の安全を確保する体制の充実

### 【現状と課題】

- 法第6条では、DVを受けている者を発見した者や医療関係者による通報等について定めているほか、高齢者や障害者の被害者、被害者と同居する子ども等への虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づく通報や、児童福祉法に基づく通告をすることとされています。
- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者本人の意思に基づき、危険が急迫していると認められる場合や一時保護施設での短期間の指導援助が必要であると認められる場合等に、警察や市町村、母子生活支援施設等との連携・協力のもと一時保護を行っています。
- 一時保護に当たっては、安心して援助を受けることができるよう被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、医療的・心理学的ケアや、児童相談所等と連携した同伴児への支援等が必要です。
- 被害者の生命にかかわる場合又は身体等に重大な危害を受ける恐れがある場合は、保護命令制度の活用を促し、被害者の安全確保に努める必要があります。

### 【施策の方向性】

- 被害者を発見しやすい立場にある関係機関・団体等に対する通報制度や通報先等についての広報・周知を強化し、被害者の早期発見に努めます。
- 被害者本人や同伴児、加害者の状況等に応じた処遇を行うための機能強化に努めるとともに、警察や市町村、児童相談所、民間支援団体等と連携し、適切な被害者保護の実施に努めます。

### 【主な取組】

#### 1 通報制度の運用

- ① 地域に根ざした活動を行っている民生委員や児童委員、保健師や精神保健福祉士、生活保護ケースワーカーなど保健・福祉に関する業務に従事する者に対し、研修会等において通報制度や通報先等の広報・周知を図るとともに、DV対策ネットワーク会議等を通じた関係機関・団体等への協力依頼等により、通報制度の運用を推進します。
- ② 県配偶者暴力相談支援センターにおいては、緊急の保護に備え、夜間・休日を問わず通報に対応（深夜等は一時保護施設が対応）します。  
また、高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待にも当たると思われる場合には、市町村の担当窓口や児童相談所への通報・通告を行います。（後段再掲）
- ③ 警察においては、職員に対する研修等を通じてDVに対する意識向上を図り、応急の救護を要する場合の保護をはじめ、状況に応じた被害者及び加害者への適切な対応に努めます。

## 2 一時保護の実施

- ① 一時保護施設の所在地等について加害者に知られないよう十分配慮しながら、被害者の特性や課題等に応じ、市町村や関係機関と協議・調整を行います。
- ② 心身に被害を受けている被害者に対し、医療機関や精神保健センター等関係機関と連携し、医学的・心理学的な援助を行うとともに、心理療法担当職員や、同伴児の適正な処遇を図るための保育士及び学習指導員等の配置など、一時保護施設における人的な支援体制の強化に努めます。
- ③ 被害者の家族構成、加害者からの追及の度合いなど個別の事情を勘案し、一時保護委託先を複数確保するとともに、被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等との連携強化（特に同行支援）に努めます。

## 3 保護命令制度の活用

- ① 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令制度の説明や申立に関する助言を行うとともに、申立てに当たり、経済的に困窮する被害者に対し、弁護士会等の無料法律相談窓口や日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の民事法律扶助制度等の情報を提供します。
- ② 警察は、保護命令が発令された場合、地方裁判所と連絡をとりながら、被害者及び加害者に対し、より適切な教示指導を実施するため、職員の研修等に努めます。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R8)
保健・福祉関係業務従事者等に対する通報制度や保護命令制度等に関する研修会等の実施回数	—	年2回以上

## 基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

### 【現状と課題】

- 被害者が自立しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題等、複数の問題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたることから、これらの機関が認識を共有しながら連携を図り、被害者の自立を支援する必要があります。

### 【施策の方向性】

- 配偶者暴力相談支援センター、県民センター及び市町村、関係機関・団体等が連携し、生活支援、就業支援、住宅支援、子育て支援等の総合的かつ継続的な支援を行い、被害者の自立を促進します。

### 【主な取組】

#### 1 関係機関等との連絡調整

- ① 県民センター及び市福祉事務所は、医療・福祉、就業、住宅、教育等の支援が切れ目なく提供できるよう、庁内関係部局や関係機関との連携を密にして、被害者の自立支援の中心的機関としての機能を担っていきます。
- ② 県民センター及び市福祉事務所、民間支援団体等は、自立のための各種手続きに際し、被害者の負担軽減と手続きの円滑化を図るため、必要に応じ、同行支援を行います。
- ③ 市町村においては、自立のための各種手続きに際し、住民基本台帳の閲覧制限の対象となっている被害者の情報が加害者に漏れることのないよう、情報管理の徹底に努めます。

#### 2 生活の支援

- ① 県民センター及び市福祉事務所は、生活保護や母子生活支援施設における保護の実施のほか、生活困窮者自立支援制度や児童扶養手当の受給、福祉資金の貸付等に関する相談及び支援を行います。
- ② 配偶者暴力相談支援センターは、健康保険、国民年金、住民基本台帳の閲覧等にかかわる相談があった場合、事案に応じ「DV被害について相談を受けたことの証明書」を発行するなど、適切な情報提供を行います。  
なお、市町村のDV相談窓口は、健康保険及び国民年金にかかわる相談があった場合、配偶者暴力相談支援センターと同様の対応をすることができます。
- ③ 配偶者暴力相談支援センター、県民センター及び市福祉事務所は、離婚及び親権に関する調定申立てや再被害防止のため法的手続き等に際し、弁護士の支援が必要な場合は、弁護士会等による無料法律相談や法テラスの民事法律扶助制度等の利用について情報提供を行います。

- ④ 精神的な問題とDVが併存する事例への対応はきめ細やかな援助が必要とされることから、保健所、精神保健福祉センター等は、必要に応じ、個別相談を受け、被害者の自立を支援します。

また、民間支援団体と連携し、被害者同士の交流を通じた心のケアや地域における居場所づくりを支援します。

### 3 就労の促進

- 県民センター及び市福祉事務所は、ハローワークやいばらき就職支援センター等と連携し、生活困窮者自立支援制度や母子・父子自立支援プログラム策定事業等を活用しながら、自立に向けた就業支援を行います。

### 4 住宅の確保等

- ① 県営住宅の優先入居及び一時使用の活用を促進するとともに、市町村に対し、県と同様の取組が図られるよう働きかけます。
- ② 加害者からの追及が激しく、かつ就業や住宅が決定していない等の理由により見守りが必要な場合には、母子生活支援施設に関する情報を提供し、入所を働きかけます。また、民間のステップハウス（※）等の設置促進を検討します。

※ステップハウス…本計画では「一時保護後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための施設」をいいます。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R8)
一時保護施設退所時に継続的な支援が必要とされた者について、市町村に引き継いだ割合	—	100%

## 基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

### 【現状と課題】

- 子どもの目の前で行われるDV（面前DV）等、子どもに著しい心理的外傷を与えるものは児童虐待（心理的虐待）に当たり、また、子ども自身が親からの暴力の対象となっている場合もあります。
- 令和元年度の法の一部改正により、被害者を保護するために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されました。
- 一時保護に当たっては、面前DVなど心理的虐待の影響から、PTSD等の障害を抱えている場合もあるため、児童相談所等と連携したケアが必要です。  
また、地域においても、虐待を受けた子どもやその家庭に対し、継続的な見守りと支援を行うことが必要です。

### 【施策の方向性】

- 子どものいる家庭におけるDV及び子どもへの暴力の早期発見に努め、安全を確保するとともに、児童相談所や学校、要保護児童対策地域協議会等が連携し、子どもが安心して安定した生活ができるよう支援します。

### 【主な取組】

#### 1 子どもの安全の確保

- ① 通報や相談の内容が、児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待防止法に基づき、市町村又は児童相談所に通告を行います。（再掲）
- ② 法第10条第3項に規定する、子どもに対する接近禁止命令の制度について、教育委員会や学校、保育所、幼稚園等に周知し、子どもの居住地や転校先の情報の適切な管理を働きかけます。

#### 2 健やかな成長への支援

- ① 児童相談所は、一時保護施設に入所している同伴児童に対し、子どもの面前でのDVによる心理的外傷の状況等を踏まえ、訪問により、個別的な心理療法や集団療法等の援助（医療機関等の紹介）を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応します。
- ② 教育委員会及び学校は、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所と連携を図り、被害者と同居する子どもの就学について、遺漏のないよう適切な対応に努めます。
- ③ 市町村は要保護児童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行います。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R8)
D V担当部局が要保護児童対策地域協議会に 参画している市町村数	32 市町村	全市町村



## 基本目標Ⅴ DVを許さない社会の実現

### 【現状と課題】

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けては、県民一人ひとりが、DVを身近にある問題として考え、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。
- DVの根絶に向け、県民各界各層を対象とした一層の普及啓発や教育の充実が必要であり、特に、将来のDV発生（加害及び被害）を防ぐためには、若い世代への啓発が重要です。
- 加害者への対応については、警察の指導警告等のほか、加害者更生プログラムなどの有効な施策等について検討をする必要があります。

### 【施策の方向性】

- DVの防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進します。
- 若年層に対し、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供し、予防啓発活動を行います。
- DVの再発を防止するためには、加害者自身に自らの責任を認識させ、更生するための支援策が必要です。

### 【主な取組】

#### 1 県民への啓発等

- ① 茨城県女性活躍・県民協働課における内閣府主唱の「女性に対する暴力をなくす運動」や、茨城県人権啓発推進センターにおける人権啓発活動の取り組みに合わせた啓発活動など、関係機関が連携・協力し、効果的な啓発に取り組みます。
- ② 教育委員会においては、学校教育を通じて児童生徒の人権尊重の精神を養うとともに、社会教育を通じて、人権教育の推進を図るための指導者の育成や、生涯学習の視点に立った多様な学習機会の提供に努めています。さらに、教職員等指導者の養成のための研修や、人権啓発資料の作成・配布等を行います。
- ③ 県は、関係部局と連携協力し、外国人や障害者、LGBTなど、全ての者に適切に情報が提供されるよう方法等を検討します。

#### 2 若年層への教育啓発

- ① 高等学校・大学・専門学校において「デートDV」（交際相手からの暴力）についての出前講座等を定期的で開催するとともに、「デートDV」に関する知識及び相談機関の窓口周知のためのリーフレットの配布やSNS等を活用した情報発信を行います。

- ② 若年層の成長を支える育成者（教育・行政等）に対する研修会を開催するなど、育成者に対し「デートDV」の正しい知識を習得させ、資質向上に努めます。
- ③ 若年層への教育啓発に当たっては、民間団体等の専門的知識・ノウハウを最大限に発揮できるよう、効果的な実施方法を検討します。

### 3 加害者への対応

- ① 加害者対策に関する国の研究や先進事例等の情報を収集し、加害者への対応について検討します。

目標項目	現状（R2）	目標（R8）
高等学校・大学・専門学校等における「デートDV」出前講座の実施回数	14回	20回

## 基本目標Ⅵ DV対策の推進体制の充実

### 【現状と課題】

- 被害者の保護及び自立支援を図るためには、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関や人権擁護機関、被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等が共通認識を持ち、相談から保護、自立支援までの各段階において、緊密に連携しながら取り組むことが必要です。
- 県域における関係機関の連携を図るため、DV対策ネットワーク会議を設置し、被害者の発見から支援方法の構築等に関する情報交換及び連絡調整を行っています。
- 被害者の相談から保護、自立支援までの各種支援を行う上で、最も身近な行政主体である市町村の自主的な取組みも極めて重要です。
- 被害者の子どもについて、児童福祉法及び児童虐待防止法による措置が講じられるよう、児童相談所、福祉事務所等との連携が必要です。

### 【施策の方向性】

- DV対策ネットワーク会議を中心に、関係機関・団体の連携強化を図るとともに、実効性のあるDV施策を推進するため、その機能強化を図ります。

### 【主な取組】

#### 1 関係機関との連携強化

- ① 本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策の実施内容について、DV対策ネットワーク会議で協議の上、体系的な実施計画としてとりまとめ、関係機関・団体等の連携により推進するとともに、その実施状況や効果等を定期的に把握・検証します。
- ② 児童虐待の対応機関との連携強化を図るため、配偶者暴力相談支援センターやDV相談支援担当部署、関係機関等が要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、児童相談所や市町村の子ども家庭総合支援拠点等との連携を強化します。

#### 2 市町村の推進体制の充実

- ① 市町村の配偶者暴力相談支援センターの立ち上げやその後の運営について情報提供や助言を行い、その設置を促進するとともに、福祉事務所等における女性相談員の配置を働きかけます。（再掲）
- ② DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上で、二次被害の防止や被害者の人権、被害者等に係る情報の保護に配慮するとともに、男性やLGBTなど多様な被害者からの相談に対応できるよう、県、市町村、関係機関・団体等の職務関係者を対象とした研修を実施します。（再掲）

### 3 民間団体等との連携・協働

- ① 被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等への事業委託や事業の共催等により、県民への啓発や、相談から保護、自立支援等までの被害者支援において、連携・協働を図ります。
- ② 地域の実情に応じた被害者支援方策等について定期的に民間支援団体と意見交換を行うとともに、国のDV施策に関する通知や民間支援団体の取組支援等の情報等を提供し、その活動を支援します。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R8)
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村数	2市	6市町村
女性相談員等*を配置する市町村数	17市村	22市町村

※DV事案を含む女性支援に対応する専門の相談員（福祉及び男女共同参画担当部局等）